

京都市交通局管理規程 7-0（京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成 16 年 11 月 26 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 20 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 5 区 15 キロメートルを超える区間

第 24 条第 1 項第 2 号中「する。）」の右に「。ただし、聴覚障害及び平衡機能障害並びに音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害に該当する大人の身体障害者の介護人は無料としない。」を加え、同項第 5 号中「1 人」の右に「。ただし、療育手帳（B 判定）の交付を受けている大人の知的障害者の付添人は無料としない。」を加える。

第 30 条第 1 項第 1 号中「証明書を所持する場合」の右に「その他別に定める場合」を加える。

別表第 2 を次のように改める。



附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)